

○官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等の 契約に係る指名停止等について

平成10年 6月 1日 建設省営管第299号

建設コンサルタント業務等の有資格業者（官庁営繕部建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和53年11月21日付け建設省営管第383号）第12第1項に規定する有資格業者をいう。）の指名停止等の取り扱いについては、当面、官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年4月1日付け建設省営管第124号）及び官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について（平成6年5月11日付け建設省営管第320号）を準用するものとする。